## 2015年第1回定例会 代表質問と答弁

# 2015年2月19日日本共産党港区議員団 大滝実

- 1. 核兵器全面禁止アピール署名について
- 2. 国有地、都有地等の有効活用について
- 3 . 品川駅周辺のまちづくりについて
- 4. 景観を守ることについて
- 5. 航空機騒音の対策について
- 6. 急傾斜地崩壊危険箇所の対策について
- 7. 都営交通の無料乗車券の利用枠の拡大について
- 8. 次に「ちぃばす」の路線拡大、改善について
- 9. 「みなとパーク芝浦」の駐車料金の引き下げについて
- 10. 非正規雇用の正規職員化について
- 11. 小規模企業者の持続的発展を支援することについて
- 12. 学校図書館の充実について
- 13. 学校施設の新設、改築について

2015年第1回定例会にあたり共産党議員団を代表して区長、教育長に質問します。 誠意ある、明快な答弁を期待いたします。

昨年12月14日投票で行われた総選挙で、日本共産党は8議席から21議席に躍進し、 衆議院でも議案提案権をもつこととなりました。選挙結果を「自民圧勝」「自公大勝」との マスコミ報道がありましたが、事実と異なることは明らかです。自民党は公示前の議席を 3議席減らし、公明党の議席増分を合わせても与党は1議席増の横ばいでした。

政党の力関係をもっとも端的にしめす比例代表選挙での自民党の得票率は33%、全有権者比で17%にとどまっています。自民党が議席で多数を得たのは、何よりも大政党有利に民意をゆがめる小選挙区制によるものでしたが、それをもってしても議席を増やせなかったのです。安倍自公政権が、今回の選挙結果をもって、国民からあらゆる問題で、白紙委任を与えられたと考えるならば大きな間違いです。

消費税増税、アベノミクス、海外で戦争する国造り、原発再稼働、沖縄での新基地建設など、どの問題でも選挙後の世論調査は反対が多数となっています。安倍首相が言う「この道をまっすぐに行けと背中を押していただいた」どころか、「この道の先は危ない」と正面から対決し、対案をしめし、一致点で共同して闘ったわが党の躍進に示された民意を真剣に受け止めるべきです。

私たちは、安倍政権の暴走にストップをかけるとともに、国の悪政の影響から区民を守るため区政での積極的提案を行い奮闘することを申し上げ質問に入ります。

## 1.核兵器全面禁止アピール署名についてです。

今年は被爆70周年の節目を迎えます。4月には、ニューヨーク国連本部で核不拡散条約(NPT)再検討会議が、5年ぶりに開かれます。前回、2010年の再検討会議では、 核保有国も含めて189のすべての締結国が「核兵器のない世界の平和と安全」を達成することが合意されました。

いま、世界各国では、再検討会議に向けて「核兵器全面禁止アピール」署名に取り組んでいます。

港区平和都市宣言は、「私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、...」と高らかに宣言しています。

「港区平和都市宣言」と「核兵器全面禁止アピール」署名と、めざすところは同じです。 区長は、「核兵器全面禁止アピール」署名に署名するとともに、区民に協力を呼びかける べきです。

答弁を求めます。

## 【区長答弁】

最初に、核兵器全面禁止アピール署名についてのお尋ねです。

区は、平成22年に、平和首長会議が掲げる、核兵器廃絶に向け各国政府等に取組を求める「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同し、首長賛同署名に署名しております。

国内1,166自治体が同様に署名し、平成22年5月に国連の核兵器不拡散条約・NPTの再検討会議議長に提出されています。

お尋ねの署名については、すでに同趣旨の署名を実施済みであることから考えておりませんが、今後とも、様々な機会を通じて、平和の尊さ、核兵器の恐ろしさを区民の皆様に訴えてまいります。

#### 《再質問1》

核兵器全面禁止アピール署名について

#### 《質問要旨》

署名してほしい核兵器全面禁止アピール署名は核兵器禁止条約の交渉の開始を各国に求めるもので、2011 年から取組まれているもの。2015 年NPT会議に提出していこうと世界各国数百万人の規模で署名が進んでいる。区長にも署名をお願いし区民にも呼びかけてほしい。

#### 《区長答弁要旨》

2010年、平成22年に2010年NPT再検討会議に議定書等賛同署名を提出し署名活動は終

了しておりますけれども、引き続き平和首長会議におきましては議定書の趣旨を活かして 取り組んでいる。今後とも、平和首長会議に加盟している全国の自治体と連携して核の廃 絶に向けて取り組くんでいく。

## 2. 国有地、都有地等の有効活用についてです。

この間、国有地や、都有地が三菱や三井など大手不動産に売却されたり、定期借地権で貸し付けたり、国民・都民の貴重な財産が大企業のもうけのために提供されてきたことは再三指摘してきました。

南青山4丁目の教職員共済組合のホテルフロラシオンが昨年末(12月末)で閉鎖。南 青山5丁目の農林水産省共済組合の南青山会館が今月末(2月末)で閉鎖とのことです。

保育園をはじめとする、区民要望を実現するうえで、国有地や都有地は重要です。 大企業のもうけに提供されないよう、 公有地の動向をしっかりと把握すること。

答弁を求めます。

「港区スポーツ推進計画」の改定にむけての、「アンケート調査」では「区立のスポーツ施設への要望」のトップが、「施設数の増加」(38.3%)です。そして、「ふだん、どんなところで運動やスポーツを行っていますか。」の問いに、野外フィールド(38.3%)が第1位、第2位が「民間のスポーツ施設」(26.5%)です。

「港区スポーツ推進計画(素案)」の「基本目標4…スポーツを楽しめる場の確保」の施策(1)「区立スポーツ施設等の整備・充実」で、「区民が、気軽にスポーツに親しむためには、それぞれの住まいや職場など、生活に身近な場所でスポーツを楽しめる場が整備されていることが重要です。」と記載されています。この通りです。

国有地などを活用し、第2のスポーツセンター「みなとパーク青山・赤坂」(仮称)を建設すべきです。

あわせて、高齢者が医療や介護のお世話にならずに毎日元気で生活できるように、歩けるプールや軽く運動できる施設を、併設すべきです。

今、述べたように、「民間のスポーツ施設」を利用している人が多くいます。前回、「民間施設利用者への支援」との質問に対し、「新しいスポーツセンターや介護予防総合センター(ラクっちゃ)などの活用を」と答弁していますが、時間的なこと、距離的なことから、すべての人が通える施設ではありません。

高齢者の健康維持のため、民間プールでやっている、アクアウォークなどへの助成をすべきです。

それぞれ答弁を求めます。

周辺住民の要望を受けて、前から提案していますが、白金二丁目の旧東京都職員住宅跡 地を、防災機能を備えた防災公園として活用することについてです。 東日本大震災で大量の帰宅困難者を見たとき、だれもが広域避難場所の整備の緊急性を 痛感しました。区内各地に必要ですが、まず白金2丁目の旧東京都職員住宅跡地について、 東京都と協議・協力して、防災機能を備えた防災公園として整備すべきです。

答弁を求めます。

## 【区長答弁】

次に、国有地、都有地等の有効活用のため、国公有地の動向を把握することについてのお尋ねです。

区は、これまでも、行政需要に対応するため区内にある未利用の国有地や都有地の動向を把握し、売却の意向があり、区施設の整備用地として適合性があると判断した用地を取得してまいりました。

今後も、国公有地の動向について、情報収集に努めてまいります。

## 【教育長答弁】

最初に、第2スポーツセンターの整備と施設機能についてのお尋ねです。

昨年 12 月に開設した新しいスポーツセンターは、駅に近い利便性の高さや現地域において長く親しまれている点から、スポーツ活動の拠点施設として、現地域で再整備し、一層の機能充実を図ったものです。

区内随一の規模と内容を備えた総合体育館として位置づけ、併設の介護予防総合センターとの効果的な連携によって、高齢者の介護予防事業にも取り組んでおります。

さらに、身近な学校施設や区立関連施設を活用していただくことが、区民の皆さんが地域で取り組むスポーツ活動に効果的であると考えております。

これまで、全小・中学校での校庭や体育館の施設開放に加え、各地区での学校屋内プールの開放や、いきいきプラザでの卓球やウォーキング等のスポーツ教室や講座、介護予防事業など、区民が身近な場所で行う健康維持やスポーツ活動の促進に積極的に取り組んでまいりました。

今後も、区内の学校や施設を効果的に活用し、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる 環境づくりに取り組んでまいります。

次に、民間プールを活用したアクアウォークなどへの支援についてのお尋ねです。 区は現在、港南いきいきプラザのプールを活用した水中トレーニング講座を介護予防事業 として実施しております。

また、昨年12月に開設した介護予防総合センターでは、併設施設であるスポーツセンターのプールを活用した水中トレーニング教室を実施しており、1月は延べ54人の方に参加をいただいています。

民間プールで実施している事業への助成は考えておりませんが、スポーツセンター等の プールを活用した介護予防事業を積極的に周知することで、多くの高齢者に参加いただけ るよう努めてまいります。 次に、東京都職員住宅跡地へ、東京都と協力し防災機能を備えた公園を整備することについてのお尋ねです。

この白金二丁目の都有地は、地域の方々の関心が高い土地であることから、安全・安心の確保や防災、景観・緑地の保全、地域の活性化などを考慮した跡地活用について、引き続き東京都に要望していくとともに、協議に向けて情報収集に努めてまいります。

#### 3.品川駅周辺のまちづくりについてです。

「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」は、羽田空港の国際化、品川駅を拠点とするリニア中央新幹線、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催などを機に、環境破壊の超高層ビルを林立させる計画となっています。

品川駅から北に約1kmのところに新駅、約13haの土地に高さ約160mの超高層ビル8棟の計画です。超高層ビルが環境に与える影響については、汐留地域の超高層ビル群が、海からの風をさえぎり、遠く多摩地域にまで影響を及ぼしていることが明らかになっています。

港区環境基本計画(素案)に寄せられた区民意見では「新橋4、5丁目は、汐留の開発によってかぜが止まり、暑くなった」、「ヒートアイランド現象等、様々な意味で地球が暑くなってきている中、風の道をふさぐような高層建築を含めた大規模な面的開発が行われていることに対し、環境面から区として対策ができないか」、等々の意見が寄せられています。

ビル群を林立させることをやめ、環境に配慮した計画とするよう東京都や関係機関に求めるべきです。

答弁を求めます。

計画は、品川駅と新駅とを結ぶ歩行者ネットワークの構築を掲げていますが、この歩行者ネットワークにより、周辺の商店は今後どうなるのか不安を抱いています。また「品川駅周辺の再開発により、大規模なビルが8棟建設されると報道されています。環境への配慮について、各事業体とよく調整をしてほしい」等の声が区民から出されています。

昨年第4回の定例会で、私たちは「住民の意見をよく聞き住民の立場にたち対応すべき」ことを求めました。区長は「高輪地区については、新たな情報提供の場を設け、意見交換を行っていく」との答弁でした。実際、高輪での説明会では、ガイドラインの内容だけで、意見を聴く場ではなかったと聞いています。しかも町会から複数の参加も認められないなど、区が言う区民意見を重視したまち作りとは到底思えません。

これからは情報提供や単なる説明会とせず、 区民意見を聞き、計画に反映させること。 町会から複数以上の参加を認めること。

それぞれ答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

次に、品川駅周辺のまちづくりについてのお尋ねです。

まず、環境に配慮した計画についてです。

区は、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」を改定する段階から、東京都に緑の創出や環境への配慮などの意見を伝え、大規模な緑の創出、風の道の確保、水辺景観や高輪台地からの眺望などをガイドラインに反映させてまいりました。

今後、開発にあたり、港区らしい風景として印象に残る都市空間を形成していくよう事業者を指導・誘導してまいります。

次に、区民意見の反映についてのお尋ねです。

品川駅周辺のまちづくりを推進するためには、地域の皆さんの理解と協力が必要です。 芝浦港南地区につきましては、既存の連絡協議会や連合会などを通じて、ガイドライン 全般について情報提供や意見交換を行っております。

高輪地区につきましては、町会長や自治会長、商店会長といった地域の代表者を対象とした情報提供の場を設け、ガイドライン全般や泉岳寺駅の改良について説明を行い、意見交換を行っております。

今後も、地域の皆さんと情報の共有や意見交換を行い、地域の意見を反映させてまいります。

次に、説明会への参加についてのお尋ねです。

泉岳寺駅改良などの個別の計画につきましては、地域の代表者だけでなく、影響を受ける町会や自治会、商店会の皆様に、個別に説明を行い、丁寧な対応を心がけてまいります。

#### 4.景観を守ることについてです。

泉岳寺の中門(ちゅうもん)に接する所にマンションが建設される計画が明らかになるなか、「泉岳寺周辺の景観になじまない」、「国指定の史跡泉岳寺を守れ」、と、建設計画に反対する運動が広がり、区議会に提出された請願が全会一致で採択されました。しかし、業者は建築確認が下りたと建設を強行しました。

泉岳寺は国指定の史跡、港区の登録文化財であり、建設中のマンションによって、文化財としての価値が大きく破壊されることになります。一度壊された景観を取り戻すことはできません。

港区の対応が全国、いや世界から注目されています。港区の責任で文化財と景観を守るため、業者に工事を中止するように働きかけるべきです。

答弁を求めます。

また、区内にある貴重な文化財、価値ある建物、歴史的建造物等々、後世に残すべきものを守り抜くため、景観保全を抜本的に見直すことが急がれます。

現在すすめている「歴史的建造物周辺の景観保全に関する」検討を急ぎ、2015年度

内に方針を定めるべきです。

答弁を求めます。

## 【区長答弁】

次に、景観を守ることについてのお尋ねです。

まず、泉岳寺隣接のマンション工事の中止を働きかけることについてです。

現在、泉岳寺に隣接して建設工事を進めているマンションは、各法令など、必要な手続きを経て建設工事を進めています。

このことから、区が事業者に建設工事の中止を働きかけることは困難ではありますが、 地域住民と良好な近隣関係が構築されるよう、今後とも事業者に働きかけてまいります。

次に、景観保全に関する方針を見直すことについてのお尋ねです。

区は、寺社・歴史的建造物周辺における良好な景観形成をより一層促進するため、歴史的建造物への圧迫感の緩和や見通しの確保などの基準の見直しに加え、歴史的建造物に隣接する建築物の届出対象規模の引き下げなど検討しております。

現在、港区景観審議会にご意見を伺っており、その結果を反映し、その後、区民意見の 募集、港区都市計画審議会に付議するなど、所定の手続きを行い、平成27年度中には港 区景観計画を改定してまいります。

#### 5 . 航空機騒音の対策についてです。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に、羽田空港の離発着回数を増やす計画が新たな問題となっています。

国が示した南風案は、北青山上空では約762m、港南上空では約457mのところを飛行します。東京タワーは333メートルですから、そのわずか上を飛行するわけですから、安全性や騒音など区民の不安はますばかりです。

港区環境基本計画(素案)の区民説明会では、「ヘリコプターが早朝や深夜 12時過ぎに飛行したり、昼間は長時間旋回している」と今ですら、港区上空の騒音対策を求める声が出されております。

ピーク時には2分に1回飛行するとなれば騒音ばかりか飛行機事故なども心配です。

私たちは、昨年の第3回定例会で飛行経路の変更を求めましたが、「現時点で飛行経路の見直しを国に申し入れることは考えていないが、国が設置した協議会において、区民生活を守る立場で、意見を表明していく」と答弁しています。

区民の安全、生活環境を考え飛行経路案の変更を関係機関に申し入れること。答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

次に、航空機騒音の対策についてのお尋ねです。

羽田空港の機能強化に伴う新たな飛行経路案については、昨年8月26日に国が設置した「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を通じて、特別区をはじめとした関係自治体等との協議が始まりました。

本年1月21日には、第2回協議会が開催され、東京都を通じて、機能強化の必要性は理解しつつ、国が主体的に住民に向けた丁寧な説明を行うことや、地元の理解と協力が前提であることから、国として騒音防止や安全対策等について、しっかりと対応するよう要請しております。

この飛行経路案については、関係区市における住民等の十分な理解のもとで、様々な課題 について検討が進められるべきものです。そのため、現時点で飛行経路の変更を関係機関 に申し入れることは考えておりませんが、今後も特別区として、国が設置した協議会にお いて、区民の安全と生活環境を守る立場で、意見を表明してまいります。

## 6.急傾斜地崩壊危険箇所の対策についてです。

党議員団は、がけ地の安全対策を求めこれまで数回にわたり質問を行ってきました。 傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に、人家など への被害のおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所は区内で118カ所、安定度の低い急傾斜地は 17箇所です。うち民間が所有するがけ地は14箇所です。 昨年第4回定例会でも、民 間所有者への支援策を求めたところ、「区民の安全、安心の観点からも、がけ・擁壁の改修 を促進し、所有者の負担が軽減できるような新たな支援制度について検討する」と区長は 答弁し、ようやく来年度予算案に計上されました。

しかし「所有者負担が軽減できるような新たな支援制度」といいますが、助成割合は改修工事費用の2分の1以内で、上限額は500万円です。

上限額は試算したといいますが、算出基準は擁壁の高さは1m~5m、長さ10m、しかも施工可能な十分なスペースが確保されたという条件で工事費用が算出されています。

これでは、自分が所有しているがけ地が危険だと思っても、多額な費用がかかるため工事の決断ができません。

がけ・よう壁改修工事支援事業は、規模に合わせたものとするよう上限額の引き上げを すべきです。

答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

次に、急傾斜地崩壊危険箇所の対策についてのお尋ねです。

区は、本年4月から個人や中小企業が所有する2メートルを超えるがけ、擁壁の改修工事に対して500万円を限度額として、費用の2分の1を助成する制度を実施いたします。

本制度は、改修工事の貸付融資への利子を補給する制度から工事費用の一部に直接助成する制度に見直し、限度額を引き上げるなど内容を充実しております。

本制度によって、所有者の高額な改修工事費用の負担が軽減され、改修工事の契機となることが期待されます。

本制度は、本年4月から施行するものです。助成限度額につきましては、施行後の助成の実績を注視してまいります。

#### 《再質問2》

急傾斜地崩壊危険箇所の対策について

#### 《質問要旨》

新しい施策は評価するが実際の擁壁工事には莫大な費用がかかる。工事に応じた助成がなければ、工事をする決断ができない。助成の上限額の引き上げをしてほしい。

## 《区長答弁要旨》

来年度から始まる新しい制度。助成限度額については、利用実態、また、区内の工事状況 なども見極めて注視していく。

## 7. 都営交通の無料乗車券の利用枠の拡大についてです。

身体障害者手帳や愛の手帳所持者、精神障害者福祉手帳所持者は、都営交通の無料乗車券が支給され、乗車券を提示すれば無料で乗車できます。

ところが、民営バスは、障害者手帳を提示しても半額負担です。

都営交通無料乗車券の所持者は、民営バスも無料にするよう、東京都に働きかけるべきです。

答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

次に、都営交通無料乗車券の利用枠の拡大についてのお尋ねです。

障害者を対象に東京都が独自に発行している都営交通無料乗車券は、都営地下鉄、都バス、都電など、都営交通機関の運賃が無料となります。一方、都内を運行する民営バスにつきましては、それぞれの事業者が、障害者を対象に、独自に運賃を半額とする割引制度を設けています。

都営交通無料乗車券の利用枠の拡大のご要望につきましては、東京都に伝えてまいります。

#### 8.次に「ちぃばす」の路線拡大、改善についてです。

「ちぃばす」は、支所やいきいきプラザ、図書館などの公共施設への利用、買い物や通

院、子育て世帯や高齢者等が、町に出る機会を多くすることができるなど生きがいや健康 作りのために導入されました。

昨年12月に田町駅東口公共公益施設パーク芝浦が開設しましたが、施設は駅から遠くなり、私たちは「ちぃばす」を「パーク芝浦まで走らせるべき」と質問してきました。

1月21日の地域公共交通会議では、共産党議員の発言や港区老人クラブ連合会からも発言があり、陳情書も提出されました。またリーブラ利用者団体の婦人団体連合会の新年会でも駅から遠くなったため利用しにくいとして、施設を通るちいばすの早期運行が求められていました。「来年度の早い時期に地域公共交通会議を開き、協議していく」旨の答弁がされています。

田町ルート、芝ルートは、一刻も早くパーク芝浦まで延伸(周回)すべきです。 答弁を求めます。

ちいばすが運行され10年が経過しましたが、白金・白金台・三田5丁目が空白地域です。

白金台2、5丁目地域、白金6丁目地域などでは高輪総合支所、高輪図書舘に行くにも 不便です。

昨年3月に発表された「港区基本計画・高輪地区版計画」等では、ちぃばすのルート拡大を望む声がたくさん寄せられています。

「ちいばすの路線。高輪は坂が多く、都バスが少ない。高輪支所 ~ 五反田駅への路線希望」

「白金いきいきプラザ、高輪いきいきプラザにも、ちぃばすを走らせてほしい」等々です。

1月21日の地域公共交通会議には、「白金・白金台地域にもちぃばすを」の陳情書も提出され、すでに高輪地区のちぃばすに関するアンケート調査も行われています。

白金、白金台、三田5丁目地域にちいばすを走らせるべきです。

乗客が増えている青山ルートを 15 分間隔にすること。

障害者、妊産婦、70歳以上の人と同様、要介護認定者も無料にすべきです。それぞれ 答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

次に、ちぃばすの路線拡大や改善についてのお尋ねです。

まず、田町・芝ルートのみなとパーク芝浦への延伸についてです。

両ルートでみなとパーク芝浦へ延伸した場合、路線の運行時間が長くなること、それに 伴う車両追加やダイヤ調整が複雑になるなどの課題があります。

現在、みなとパーク芝浦周辺の道路整備工事が行われているため、同施設へのルート変更については、課題を整理したうえで、道路整備工事完了後に、交通管理者との協議をへて、港区地域公共交通会議に諮り、検討を進めてまいります。

次に、白金、白金台、三田地域へのちぃばす乗り入れについてのお尋ねです。

白金、白金台、三田地域につきましては、恵比寿通り、明治通りに都バスが運行されていること、また、地域内の道路が狭いことなどの理由から同地域でのちぃばすの路線拡大は困難な状況です。

そのため、当地域における新たな交通手段などによる地域交通の可能性について、調査 検討を進めております。

次に、青山ルートの増発についてのお尋ねです。

ちぃばすは、田町ルートを除き、概ね20分間隔で運行しております。

運行間隔を短くすることにより、サービスの向上が図られる一方、車両購入費や人件費など運行に伴う経費が大きく増大することとなります。

そのため、運行間隔につきましては、今後も利用者の推移や収支率への影響などを考慮 し、引き続き検討してまいります。

次に、要介護認定者の運賃の無料化についてのお尋ねです。

区は、高齢者、障害者、妊産婦等の社会参加を助長し、福祉の向上を図ることを目的として、コミュニティバスの乗車運賃を助成しております。

70歳以上の高齢者については、住民税が非課税の方及び東京都シルバーパスを所持している方については無料、住民税が課税となる方については年間1,000円の負担をいただいております。

要介護認定者の運賃を無料とすることについては、現在、予定しておりませんが、現在、 要介護認定者のうち約96%は70歳以上の高齢者の方であり、ほとんどの方がコミュニ ティバス運賃の助成の対象となっているものでございます。

## 9.「みなとパーク芝浦」の駐車料金の引き下げについてです。

みなとパーク芝浦が開設された以降、「駐車料金が高すぎる」との苦情がたくさん寄せられています。

ある方の例を紹介します。毎週2回定期練習に通っています。練習は2時間ですが、事前の着替えがあるため、30分前には駐車所に入庫。2時間練習して、シャワーで汗を流し、着替えるのに約30分かかる。結局3時間になり、1200円もかかってしまう。駐車料金を節約しようとすれば、ギリギリに来て、終わったらシャワーもそこそこで帰るしかない。「こんなことなら辞めるしかないのかしら」と、悩みを打ち明けてくれました。

また、大会となるともっと深刻とのこと。朝9時から夕方5時ごろまでになり、この方は、チームメートのためにお弁当の用意をするため、車が必要とのこと。

「みなとパーク芝浦」がオープンして間もないのですが、館内に設置した意見箱に35人から意見が寄せられています。(1/4~1/30)25件が駐車料金が高すぎることへの苦情です。いくつか紹介します。「立派な施設をありがとうございます。港区の西側に住む

者として、…必然的に車を出しますが、駐車料金の負担が大きくなって困っています。軽減を希望します。」(男:79歳)。「駐車料金が路上より高いとは、ここは区民のスポーツセンターですよね!」女:68歳)。「駐車料金を安くしてほしい。スポーツをして帰るのに3~4時間かかるが、その分だとかなりお金がかかります。バス代+ ぐらいにして欲しいです。」(女:49歳)

区立の駐車場と違って、駐車が目的で来るわけではありません。区の手続きや、スポーツの練習、健康保持のためのトレーニング等々に来るのですから、無料にすべきです。 答弁を求めます。

## 【区長答弁】

次に、みなとパーク芝浦の駐車場料金引き下げについてのお尋ねです。

みなとパーク芝浦の駐車場は、芝浦港南地区総合支所と各施設の利用者及び愛育病院利用者の利便性向上のために整備したものです。

駐車場は、田町駅・三田駅に近接し、地区において最大の規模であることから、施設利用者以外の駐車を抑制するとともに運営経費を縮減する必要があります。

そのため、駐車料金は地区周辺の民間駐車場と同等の水準に設定し、利用者については 一律に1時間まで無料に、障がい者については2時間まで無料の措置を講じた上で、駐車 場管理事業者による有料の運営を行っております。

## 《再質問3》

みなとパーク芝浦の駐車場料金引き下げについて

#### 《質問要旨》

駐車料金が高いという声が多い。施設の経費では夜も昼もそんなに変わるわけではない。 夜間は割引きにしているのだから、昼間も引下げまたは無料化にしてほしい。

## 《区長答弁要旨》

区民の要望があることは承知している。区民の利用しやすい

また、より効果的で効率的な管理運営を行う観点から利用状況の検証を行う。今後とも料金について検証していく。

#### 10. 非正規雇用の正規職員化についてです。

東京都は2015年度予算原案で、若者応援企業宣言を行った中小企業などが正社員を採用した場合、15万円の奨励金を払う若者応援企業採用等奨励事業、非正規雇用から正規雇用への転換をはかる企業に対し、一人当たり50万円の助成をする正規雇用等転換促進助成事業等々で、年間5000人の正社員化をめざすとしています。

港区の職員をみると、常勤職員、非常勤職員、臨時職員などです。非常勤職員は237 名、臨時職員は235名です。さらには、指定管理者制度を拡大させてきたために、多く の職員が非常勤など不安定、低賃金におかれています。

東京都が正社員化を進める企業への応援をするのですから、地方自治体である港区は、 常勤職員を希望する人については、常勤職員への転換を進めるべきです。

併せて、不安定雇用を生み出す指定管理者制度をやめること。当面、事業者の提案にあたっての人件費の算定は、正規社員・常勤職員を前提とした事業費を組むような仕組みとすること。

それぞれ答弁を求めます。

## 【区長答弁】

次に、非正規雇用職員の正職員化についてのお尋ねです。

まず、常勤職員への転換についてです。

区は、多様化、複雑化する行政サービスの需要に応えるために、職務の専門性や業務の 繁閑に応じて、常勤職員以外に様々な勤務形態の職員を任用しています。

また、常勤職員として採用するためには、地方公務員法の規定により、競争試験により 行うものとされており、非常勤職員を常勤職員に自動的に転換することはできない仕組み となっております。

なお、平成26年度に実施した保育士採用選考では、受験した非常勤職員2名が合格し、 常勤職員として採用しております。

次に、指定管理者制度をやめることについてのお尋ねです。

区は、民間事業者等が持つノウハウやアイディアを活用し、多様化する区民ニーズへの 迅速かつ柔軟な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供を図るため、指定管理者制度 を導入しております。

指定管理者制度導入施設では、開館日や開館時間を拡大するとともに、民間事業者等が 持つ専門性を生かした多様な事業を実施しております。

今後とも、適正な指定管理者制度の運用により、質の高い区民サービスの維持、向上に 努めてまいります。

次に、指定管理者の提案時の人件費についてのお尋ねです。

区は、指定管理者の公募の際、適正な労働環境が確保されていることを確認するため「労働環境チェックシート」の提出を求めております。

また、応募事業者の提案内容について、指定管理者候補者選考委員会で、質の高い区民 サービスと施設の安全・安心な管理運営の水準を満たす職員配置、職員数、給与水準など が、適正に確保されていることを厳正に審査したうえ、選考しております。

## 11. 小規模企業者の持続的発展を支援することについてです

小規模企業者の持続的発展を支援する施策を国・地方公共団体などが連携して実行しなければならないと規定した、小規模企業振興基本法が昨年6月に成立して以降、各自治体の具体化が進められています。この法律では 「事業の持続的発展」を実現すること自体に意義があることを位置づけたこと 従業員5人以下の「小企業者」の適切かつ円滑な事業運営の重要性を明記したこと 基本計画を創設したことです。実施していくため、小規模事業者の意見を聞くこと、定期的な実態調査、国会への年次報告等を通じ施策の妥当性・実効性をはかること、総力をあげた支援体制などの構築を定めています

区内の小規模企業者は減少傾向にあり、さらに昨年4月の消費税増税後の中小企業の景況は10月~12月期にやや改善したものの、2期連続の悪化で厳しい現状は変わっていません。区として「基本法」にもとづいて事業の持続的発展を支援していくため

港区中小企業振興基本条例は、小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、「必要な考慮」にとざまらず、小規模企業者の持続的発展への支援を規定したものに改正すること。実態調査や小規模事業者の意見を聞くためにも、また、すべての小規模事業者に施策を届けるためにも、小規模企業振興基本法において、「行政機関間、国と地方公共団体等の相互連携」を述べていることに基づき、国・都に小規模企業者に関する情報提供を強く求めること。

小規模企業振興基本法では、地方公共団体の責務として、区域の実情に応じた施策を 策定し、及び実施するとなっています。実態調査や業界・団体との懇談なども行い、振 興施策を策定すること。

答弁を求めます

#### 【区長答弁】

次に小規模企業者の支援についてのお尋ねです。

まず、港区中小企業振興基本条例の改正についてです。

港区中小企業振興基本条例は、区内中小企業の振興を目的とし、助成金の交付等の施策を行うことができるとしたうえで、さらに小規模企業者へは、必要な考慮を払うこととしています。

これらに基づき、小規模企業者の事業承継に必要な設備更新に要する経費助成を行うな ど、小規模企業者の持続的な発展に向けた支援をしており、小規模企業振興基本法の趣旨 に合致したものとなっていると考えております。

現時点では、港区中小企業振興基本条例の改正は考えておりませんが、小規模企業者を取り巻く社会経済状況の推移を注視してまいります。

今後も、様々な創意工夫を重ねながら地域で頑張る小規模企業者が持続的に発展できるよう、施策の充実を図ってまいります。

次に、国や東京都に対し小規模企業者の情報提供を求めることについてのお尋ねです。 区は今後、国が行う経済センサス統計調査や東京都が把握する小規模企業者の名称や所 在地、業種など区内小規模企業者の情報提供について、国や東京都に要望してまいります。 最後に、小規模企業者の振興施策を策定することについてのお尋ねです。

第3次港区産業振興プランは、区内小規模企業者を含めた中小企業振興施策を体系的に まとめております。

プランの策定にあたっては、商店街や産業団体等へのヒアリングを行ったほか、区内中小企業、小規模企業者及び区民へのアンケート調査を実施し、それらを踏まえ、港区中小企業振興審議会において、学識経験者などの意見をいただき、地域の実情を施策に反映いたしました。

今後、第3次港区産業振興プランに基づき、区内小規模企業者をはじめ、区内中小企業 の持続的な発展につながる効果的な事業を実施してまいります。

#### 12.学校図書館の充実についてです。

党区議団の提案でスタートしたリーディングアドバイザリースタッフ (RAS) の配置は、2002年度 (H14) 週3日に始まり、各学校2名以上に拡大されました。しかし、児童の多い学校も少ない学校も配置されている人数は同じで、1人あたり週18時間の上限があるので、1人の時が多く、大規模校の場合は行き届いた支援ができなくなっています。

昨年第4回定例会の RAS の増員を求めた私たちの質問に対し、「芝浦小学校や港南小学校などの大規模校における来年度の体制については、各校の状況を踏まえて適切に対応していく」と答弁しています。

芝浦小学校、港南小学校は、すぐさま児童数に見合った人員配置にすべきです。 答弁を求めます。

## 【教育長答弁】

次に、学校図書館の充実についてのお尋ねです。

芝浦小学校や港南小学校につきましては、平成27年度から、児童の利用の多い時期に配慮して、複数のリーディングアドバイザリースタッフを配置してまいります。 今後とも、児童数や施設など、各校の状況を踏まえて適切に対応してまいります。

## 13.学校施設の新設、改築についてです

昨年の第4回定例会で、児童の急増に対応する学校建設について質問しました 芝浦小学校については、「児童数等増加に伴う教室の確保について」の方針でも、内部改修 による教室の確保で対応できるのは5年間であり、直ちに新設学校の建設計画を策定する こと。土地の確保は一刻も猶予がないことを強く求めました。教育長は「周辺の区有地や 新たな学校用地の可能性も含め、児童受け入れのための対応策について早急に検討する」 との答弁でした。現在芝浦1丁目に建設中の883戸のマンションが、来年3月に入居予 定になっており児童数の急激な増加も予想されます。計画の前倒しで土地の確保を行うべ きです。答弁願います。

御田小学校は、1966年竣工で48年が経過し、毎年のように修繕工事が行われています。昨年2月の漏水事故では、給食が2日間提供できなくなりました。こうしたことから学校関係者や地域の人たちから学校の建て替えについての陳情が教育委員会になされています。昨年の第2回定例会での、わが党議員の質問に、教育長は「敷地の接道幅員が建設条件に満たないため、現地での建て替えが困難な状況」、「区有地や区有施設の有効活用等を含め、立て替えの可能性について検討する」との答弁でした。早急に、建て替えに必要となる区有地や区有施設を確保すべきです。答弁を求めます。

## 【教育長答弁】

次に、学校施設の新設、改築についてです。

まず、芝浦小学校通学区域内の学校整備についてのお尋ねです。

区の人口推計に基づく児童数の予測による、芝浦小学校の普通教室の不足に対応するため、平成31年度までは、特別教室等の改修により普通教室を確保いたします。また、平成32年度以降の児童数の増加に対応するため、周辺の区有地の活用や新たな学校用地の確保など、様々な可能性について、現在、基礎調査を実施しております。

今後、この調査結果を踏まえ、児童受け入れのための具体的な対応策について早急に検討してまいります。

最後に、御田小学校の建替えについてのお尋ねです。

区では、御田小学校の改築条件や整備手法を検討するため、大規模改修の可能性も含め、 区有地等を有効活用した建替えについて、平成27年4月から基礎調査を実施いたします。 今後、この調査結果を踏まえ、具体的な対応策を検討してまいります。